○鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例

平成28年３月24日

条例第４号

（目的）

第１条　この条例は、ひとり親家庭の父母等に対し、医療費、調剤費及び診療・調剤報酬証明手数料の一部についての助成金（以下「医療費等助成金」という。）を支給することにより、ひとり親家庭の父母等の福祉の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「児童」とは、18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者又は20歳未満で規則で定める程度の障害の状態にある者をいう。

２　この条例において「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含み、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

３　この条例において「ひとり親家庭の父母等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　次のアからキまでのいずれかに該当し、児童を監護する父又は母及びその児童

ア　婚姻をしている状況にない者

イ　配偶者が規則で定める程度の障害の状態にある者

ウ　配偶者の生死が１年（配偶者が沈没した船舶に乗っていた場合その他の死亡の原因となるべき危難に遭遇した場合にあっては、３月）以上明らかでない者

エ　配偶者から引き続き１年以上遺棄されている者

オ　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第１項の規定による命令を申し立て、配偶者に当該命令が発せられた者

カ　配偶者が法令により引き続き１年以上拘禁されている者

キ　その他アからカまでに準ずる者として市長が認める者

（２）　児童の父母がない場合又は児童の父母が監護しない場合で、前号アからキまでのいずれかに該当する祖父母その他の養育者（児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。）が養育するときの養育者及び児童

（３）　児童の父母がない場合又は児童の父母が監護しない場合で、祖父母その他の監護者が監護するときの児童

４　この条例において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

（１）　健康保険法（大正11年法律第70号）

（２）　船員保険法（昭和14年法律第73号）

（３）　私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（４）　国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）

（５）　国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

（６）　地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（７）　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

（受給資格者）

第３条　医療費等助成金の支給対象者（以下「受給資格者」という。）は、ひとり親家庭の父母等であって、そのいずれもが次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、前条第３項第１号に該当する父又は母であって、第１号に該当するものに監護されている児童にあっては、同号に該当することを要しない。

（１）　本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されているもの

（２）　医療保険各法に基づく被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であるもの

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、受給資格者としない。

（１）　生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

（２）　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第１項第３号の規定により里親に委託されている者

（３）　児童福祉法第７条に規定する母子生活支援施設を除く児童福祉施設（通所により利用する施設を除く。）に措置によって入所している児童及びその監護者

（４）　医療保険各法により世帯主又は被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除く。）に入所している児童（児童福祉法その他の法令による措置によらずに入所している児童（以下「利用契約入所児童」という。）がある場合は、当該利用契約入所児童を除く。）及びその監護者

（５）　利用契約入所児童の監護者

（支給の制限）

第４条　医療費等助成金は、受給資格者等の所得が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。

（１）　ひとり親家庭の父母等の前年の所得（１月から６月までに申請するものについては、前々年の所得。以下同じ。）が規則で定める額以上であるとき。

（２）　ひとり親家庭の父母等の配偶者又はひとり親家庭の父母等の民法（明治29年法律第89号）第877条第１項に定める扶養義務者でそのひとり親家庭の父母等と生計を同じくするものの前年の所得が規則で定める額以上であるとき。

２　前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

３　震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は扶養親族等の所有に係る住宅、家財又は規則で定めるその他の財産につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補填された金額を除く。）がその価格のおおむね２分の１以上である損害を受けた者については、その損害を受けた月から翌年の７月31日までは、第１項の規定は適用しない。

（助成の範囲）

第５条　市長は、受給資格者の医療保険各法その他法令による療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額から次に掲げる額を控除した額を医療費等助成金として支給する。

（１）　保険給付額

（２）　保険者が給付する付加給付額

（３）　国又は地方公共団体等が負担する医療に関する給付額

（４）　第三者から行われる賠償及び補填の額

（５）　受給資格者一部負担額（入院については入院時食事療養費標準負担額及び生活療養費標準負担額、通院については診療報酬明細書１件につき1,000円、調剤については調剤報酬明細書１件につき1,000円）

２　市長は、受給資格者が保険医療機関又は保険薬局（以下「病院等」という。）で診療・調剤報酬明細書に係る証明手数料を支払った場合は、診療・調剤報酬明細書１件につき200円を限度として当該証明手数料に相当する額を医療費等助成金として支給する。

３　医療費等助成金は、受給資格者が病院等に医療費等を支払った日の属する月の翌月の１日から起算して２年を経過したときは、支給しない。

（受給資格の認定等）

第６条　受給資格者は、医療費等助成金の支給を受けようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

２　前項の認定の有効期間は、同項の規定による申請をした日から最初の７月31日までと

する。

（医療費等助成金の支給申請）

第７条　前条第１項の認定を受けた者（以下「認定者」という。）が医療費等助成金の支給を受けようとするときは、規則で定めるところにより支給に係る申請書を市長に提出しなければならない。

（届出の義務）

第８条　認定者は、次に掲げる場合は、規則で定めるところにより速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（１）　認定者の氏名又は住所に変更があったとき。

（２）　医療保険各法の保険の種類又は保険証の記載事項に変更があったとき。

（３）　新たに監護し、又は養育する児童が生じたとき。

２　認定者は、第３条に規定する受給資格者の要件を満たさなくなったとき又は第４条に規定する支給の制限に該当することとなったときは、規則で定めるところにより速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第９条　認定者は、医療費等助成金の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（医療費等助成金の返還）

第10条　市長は、偽りその他不正の行為により医療費等助成金の支給を受けた者があるときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第11条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける医療に係る医療費等について適用する。

３　この条例の施行の際現に鴨川市ひとり親家庭医療費等給付事業実施規則（平成17年鴨川市規則第73号）第７条第１項の規定による助成資格の認定を受けている者は、施行日に第６条第１項の規定による受給資格の認定を受けたものとみなす。

○鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則

平成28年３月31日

規則第17号

（趣旨）

第１条　この規則は、鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例（平成28年鴨川市条例第４号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（障害の状態）

第２条　条例第２条第１項の規則で定める程度の障害の状態は、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）別表第１に掲げる障害の状態とする。

２　条例第２条第３項第１号イの規則で定める程度の障害の状態は、政令別表第２に掲げる障害の状態とする。

（所得制限等）

第３条　条例第４条第１項第１号の規則で定める額は、ひとり親家庭の父母等の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親家庭の父母等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親家庭の父母等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じ、別表第１に定める額とする。ただし、父母がない児童を養育するひとり親家庭の父母等にあっては、別表第２に定める額とする。

２　条例第４条第１項第２号の規則で定める額は、扶養親族等の有無及び数に応じ、別表第３に定める額とする。

３　条例第４条第２項の所得の範囲及びその額の計算方法は、政令第３条第１項及び第４条の規定の例によるものとする。

４　条例第４条第３項の規則で定めるその他の財産は、主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）とする。

（受給資格の認定の申請等）

第４条　条例第６条第１項の規定による受給資格の認定の申請は、鴨川市ひとり親家庭等医療費等助成金受給資格認定（更新）申請書（別記第１号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出することにより行うものとする。

（１）　医療保険各法による被保険者証又は組合員証の写し

（２）　戸籍の謄本又は抄本

（３）　身体障害者手帳、療育手帳若しくは年金証書の写し又は診断書(児童が第２条第１項に定める程度の障害の状態にある場合又は配偶者が同条第２項に定める程度の障害の状態にある場合に限る。)

（４）　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項の申請において、ひとり親家庭の父母等及び扶養義務者等の所得の状況を市長が確認することについての同意のない者又は転入等の理由により本市において所得の状況を確認することができない者は、所得の状況を証する書類を添付しなければならない。

３　第１項の申請において、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給を受けている者が児童扶養手当証書を提示するとき又は児童扶養手当の支給を受けようとする者が児童扶養手当の受給資格及びその額について認定の請求をしている場合であって、当該請求に係る添付書類により同項第２号及び第３号に掲げる事項並びに所得の状況を確認することができるときは、これらの書類の一部又は全部の添付を省略することができる。

４　前項に規定するもののほか、市長は、第１項及び第２項の書類のうち本人の同意を得て市において必要な事項を確認することができるものについては、書類の添付の省略を認めることができる。

５　市長は、第１項の申請があったときは、認定の可否を決定し、鴨川市ひとり親家庭等医療費等助成金受給資格認定(申請却下)通知書(別記第２号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(受給資格の認定の更新)

第５条　受給資格の認定を受けた者は、受給資格の認定の更新を受けようとするときは、現に受けている認定の有効期間満了前に鴨川市ひとり親家庭等医療費等助成金受給資格認定(更新)申請書により市長に申請しなければならない。

２　前条の規定は、前項の受給資格の認定の更新について準用する。

(医療費等助成金の支給申請)

第６条　条例第７条の規定による医療費等助成金の支給に係る申請は、鴨川市ひとり親家庭等医療費等助成金支給申請書(別記第３号様式)の所定の欄に病院等から診療・調剤報酬に係る証明を受けたものを市長に提出することにより行うものとする。この場合において、病院等が発行する領収書により診療・調剤報酬の内容を確認することができるときは、当該申請書に病院等の証明を受けることを省略することができる。

２　市長は、前項の申請があったときは、医療費等助成金の支給の可否を決定し、鴨川市

ひとり親家庭等医療費等助成金支給決定(却下)通知書(別記第４号様式)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(認定内容の変更の届出)

第７条　条例第８条第１項の規定による届出は、鴨川市ひとり親家庭等医療費等助成金受給資格変更届(別記第５号様式)により行うものとする。

(受給資格の喪失の届出)

第８条　条例第８条第２項の規定による届出は、鴨川市ひとり親家庭等医療費等助成金受給資格喪失届(別記第６号様式)により行うものとする。

(その他)

第９条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

１　この規則は、平成28年４月１日から施行する。

(鴨川市ひとり親家庭医療費等給付事業実施規則の廃止)

２　鴨川市ひとり親家庭医療費等給付事業実施規則(平成17年鴨川市規則第73号)は、廃止する。

(経過措置)

３　この規則の施行の日から平成29年７月31日までの間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

別表第１	1,920,000円	2,342,000円
別表第２及び別表第３	2,360,000円	6,216,000円
	2,740,000円	6,465,000円
	380,000円	213,000円

別表第１(第３条関係)

扶養親族等又は児童の数	金額
０人	1,920,000円
１人以上	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童１人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族１人につき100,000円を、特定扶養親族等(同法に

	規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)をいう。以下同じ。)があるときは、当該特定扶養親族等１人につき150,000円をその額に加算した額)

別表第２(第３条関係)

扶養親族等又は児童の数	金額
０人	2,360,000円
１人	2,740,000円
２人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち１人を除いた扶養親族等又は児童１人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族１人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち１人を除いた老人扶養親族１人につき)60,000円を加算した額)

別表第３(第３条関係)

扶養親族等又は児童の数	金額
０人	2,360,000円
１人	2,740,000円
２人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち１人を除いた扶養親族等１人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族１人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち１人を除いた老人扶養親族１人につき)60,000円を加算した額)

別　記

第１号様式（第４条、第５条関係）

鴨川市ひとり親家庭等医療費等助成金受給資格認定（更新）申請書

年　　月　　日

（宛て）

鴨川市長

申請者　住所

氏名　　㊞

個人番号

電話番号　　（　　）

鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例第６条第１項の規定により、次のとおり医療費等助成金の受給資格の認定（更新）を申請します。

<table>
<tr><td rowspan="6">対象家族</td><td>氏名</td><td>個人番号</td><td>性 別</td><td>生年月日</td><td>続柄</td><td>同居別居の別</td><td>他の医療費助成の有無</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>年　月　日</td><td>本人</td><td>同・別</td><td>有（　　）・無</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>年　月　日</td><td></td><td>同・別</td><td>有（　　）・無</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>年　月　日</td><td></td><td>同・別</td><td>有（　　）・無</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>年　月　日</td><td></td><td>同・別</td><td>有（　　）・無</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>年　月　日</td><td></td><td>同・別</td><td>有（　　）・無</td></tr>
<tr><td rowspan="4">医療保険</td><td>被保険者氏名</td><td colspan="2"></td><td>被保険者住所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>保険者番号</td><td colspan="2"></td><td>保険者名称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>記号</td><td colspan="2"></td><td>番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>資格取得年月日</td><td colspan="2"></td><td>交付年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">ひとり親家庭の父母等となった理由</td><td colspan="6">□離婚　□事実婚解消　□死亡　□障害　□生死不明　□遺棄
□拘禁　□未婚　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="7">所得の状況等</td><td rowspan="2">前年の養育費の額（前年１月１日から 12 月 31 日まで）</td><td colspan="2" rowspan="2">合計
円</td><td colspan="4">父又は母名義のもの
円</td></tr>
<tr><td colspan="4">子名義のもの
円</td></tr>
<tr><td colspan="2">生活保護受給状況</td><td colspan="5">□受けている　□受けていない　□申請中</td></tr>
<tr><td colspan="2">児童扶養手当受給状況</td><td colspan="5">□受けている　□受けていない　□申請中</td></tr>
<tr><td rowspan="3">扶養親族等（配偶者又は扶養義務者で生計が同一）</td><td colspan="5">氏名　　続柄（　　）　生年月日　　年　月　日
個人番号</td></tr>
<tr><td colspan="5">氏名　　続柄（　　）　生年月日　　年　月　日
個人番号</td></tr>
<tr><td colspan="5">氏名　　続柄（　　）　生年月日　　年　月　日
個人番号</td></tr>
<tr><td rowspan="2">振込先</td><td colspan="6">銀行　　支店</td></tr>
<tr><td>1　普通</td><td colspan="2">口座番号</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

	2　当座	名義人（カタカナ）	

課税状況等確認同意書

受給資格の審査のために必要な事項（所得の状況、戸籍、住民基本台帳及び生活保護受給状況）について、鴨川市が調査することに同意します。

申請者　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

受給資格の審査のために必要な所得の状況について、鴨川市が調査することに同意します。

扶養親族等　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

扶養親族等　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

扶養親族等　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

第２号様式（第４条、第５条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

鴨川市長　　印

鴨川市ひとり親家庭等医療費等助成金受給資格認定（申請却下）通知書

年　　月　　日付けで申請のあった鴨川市ひとり親家庭等医療費等助成金の受給資格の認定（更新）については、鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則第４条第５項（第５条第２項）の規定により、次のとおり決定したので通知します。

１　認定する。
　認定の有効期間（　　年　　月　　日　から　　年　　月　　日まで）

２　認定しない。
　理由
（教示）

第３号様式（第６条関係）

（表）

鴨川市ひとり親家庭等医療費等助成金支給申請書

年　　月　　日

（宛て）

鴨川市長

申請者　住所

氏名　　㊞

電話番号　（　　）

鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例第７条の規定により、次のとおり医療費等助成金の支給を申請します。

氏名				申請者との続柄	
住所				生年月日	年　　月　　日
加入医療保険	名称			記号番号	
	本人・家族の別	□　本人　　□　家族			

保険医療機関・保険薬局証明欄

診療・調剤報酬証明書（入院・通院・調剤）　※該当する項目に○印を付けてください。			
診療・調剤月	年　　月分	公費負担額	有　自己負担額（　　点・　　円）　・無
診療報酬総点数　　点	調剤報酬総点数　　点		保険診療分自己負担額　　円
入院時食事療養費標準負担額　　円（　　円×　　食）	通院・入院・調剤診療日数　　日		証明手数料　　円
保険医療機関又は保険薬局の名称・氏名・所在地	上記のとおり証明します。 年　　月　　日 （取扱者　　㊞　）		

市記入欄

医療費調剤費総額	自己負担額A	付加給付額等B	一部負担額C	証明手数料D	助成金支給額E　A－（B＋C）＋D
円	円	円	円	円	円

（裏）

～医療機関・保険薬局の方へ～

受給資格者からこの申請書により証明を求められたときは、領収済みの自己負担金について、１箇月分をまとめた保険請求点数の証明をしてください。

～受診される方へ～

【申請までの順序】

1　医療機関の窓口で請求された医療にかかった額を支払ってください。

2　翌月、この申請書を医療機関等に提示し、前月１箇月分の医療にかかった額の証明を受けてください。この際、証明手数料を請求される場合があります。

　なお、病院等が発行する領収書により診療及び調剤の内容が確認できる場合は、病院等の証明は、必要ありません。

3　この申請書を　　に提出してください。

【お願い】

1　交通事故など第三者の行為によって生じた病気やけがで診療を受けるときは、速やかにその旨を　　に届け出てください。

2　受給の資格がなくなったとき（他市町村への転出を含む。）は、速やかに　　に届け出てください。

3　医療費等助成金を受給する権利は、他人に譲渡し、又は担保に供してはいけません。

4　偽りその他不正の行為により医療費等助成金を受給したときは、その額の全額又は一部の返還を求める場合があります。

第４号様式（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

鴨川市長　　印

鴨川市ひとり親家庭等医療費等助成金支給決定（却下）通知書

年　　月　　日付けで申請のあった鴨川市ひとり親家庭等医療費等助成金の支給については、鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例施行規則第６条第２項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

支給決定額	
金融機関への振込日	年　　月　　日
支払金融機関	

診療月	保険医療機関又は保険薬局の名称	受診者名	医療費等に係る助成金	証明手数料に係る助成金	合計
合計					

（却下理由）

（教示）

第５号様式（第７条関係）

鴨川市ひとり親家庭等医療費等助成金受給資格変更届

年　　月　　日

（宛て）
鴨川市長

届出人　住所
氏名　　㊞
電話番号　　（　　）

受給者氏名　　生年月日

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

次のとおり鴨川市ひとり親家庭等医療費等助成金の受給資格について変更があったので、鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例第８条第１項の規定により届け出ます。

１　変更事項（該当する事項を○で囲んでください。）
（１）　受給資格の認定を受けた者の
　ア　氏名
　イ　住所
（２）　医療保険の種類又は保険証の記載事項
（３）　監護し、又は養育する児童
（４）　その他（　　）

２　変更の内容

変更年月日	変更前	変更後

第６号様式（第８条関係）

鴨川市ひとり親家庭等医療費等助成金受給資格喪失届

年　　月　　日

（宛て）
鴨川市長

届出人　住所
氏名　　㊞
電話番号　　（　　）

次のとおり鴨川市ひとり親家庭等医療費等助成金の受給資格を喪失したので、鴨川市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例第８条第２項の規定により届け出ます。

受給資格喪失の事由	
受給資格喪失年月日	
受給資格喪失者の氏名	